

2023年4月14日

各 位

不動産投資信託証券発行者
東京都中央区日本橋二丁目1番3号
Oneリート投資法人
代表者 執行役員 鍋山 洋章
(コード番号：3290)

資産運用会社
みずほリートマネジメント株式会社
代表者 代表取締役社長 鍋山 洋章
問合せ先 経営管理部長 三束 和弘
TEL：03-5220-3804

規約の一部変更及び役員を選任に関するお知らせ

Oneリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人役員会において、規約の一部変更及び役員を選任に関し、2023年5月26日に開催予定の本投資法人の第6回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することにつき、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記の規約の一部変更及び役員を選任は、本投資主総会での承認可決を条件とします。

記

1. 規約の一部変更について

① 本店所在地の変更

本投資法人の本店を2023年6月1日付で東京都中央区から東京都千代田区に移転するために、必要となる変更を行うものです（規約変更案第3条及び附則第42条）。

② 電子提供措置

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、本投資法人の規約には投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされるところ、明確化のため本投資法人の規約においてその旨を規定するとともに、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）で定める範囲に限定できるようにするため、規定を追加するものです（規約変更案第9条第4項及び第5項）。

③ 資産評価の方法

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。）の適用に伴い、本投資法人の資産評価の方法に関して、必要となる変更を行うものです（規約変更案第33条第1項第(6)号及び第(10)号並びに同条第2項第(3)号関連）。

（規約の一部変更の詳細については、添付資料「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員を選任について

本投資法人の執行役員1名（鍋山 洋章）及び監督役員2名（滝澤 元、大森 斉貴）が、2023年5月31日をもって任期満了となるため、本投資主総会に執行役員1名及び監督役員2名の選任についての議案を提出いたします。

また、執行役員若しくは監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名及び補欠監督役員1名の選任についての議案を提出いたします。

- (1) 執行役員候補者
鍋山 洋章（重任）
- (2) 補欠執行役員候補者
加藤 英俊（重任）
- (3) 監督役員候補者
大森 斉貴（重任）
古川 和典（新任）
- (4) 補欠監督役員候補者
森田 豪丈（新任）

（役員を選任の詳細については、添付資料「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 日程

- | | |
|---------------|---------------------|
| 2023年4月14日（金） | 第6回投資主総会提出議案の役員会決議 |
| 2023年5月1日（月） | 第6回投資主総会招集通知の発送（予定） |
| 2023年5月26日（金） | 第6回投資主総会開催（予定） |

以上

<添付資料>

第6回投資主総会招集ご通知

※本投資法人のホームページアドレス：<https://one-reit.com/>

(証券コード 3290)
(発信日) 2023年5月1日
(電子提供措置の開始日) 2023年4月28日

投資主各位

東京都中央区日本橋二丁目1番3号
Oneリート投資法人
執行役員 鍋山洋章

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

会場におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止への対策を講じますが、本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。なお、本投資主総会へのご出席に代えて書面により議決権を行使することも可能でございます。その場合には、後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人規約第14条第1項、第2項及び第3項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも本投資法人規約第14条第2項に規定する議案に該当いたしません。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席にならず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案がある時は、当該議案のいずれをも除きます。)について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第14条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（執行役員、監督役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、のみなし賛成に関する規定の制定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約についての承認）又は第206条第1項（投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトの「第6回 投資主総会（2023年5月26日（金）開催）」の欄に「第6回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

本投資法人のウェブサイト

<https://one-reit.com/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、本投資法人の資産運用会社（みずほリートマネジメント株式会社）のウェブサイトに「Oneリート投資法人 第6回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の資産運用会社のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

本投資法人の資産運用会社（みずほリートマネジメント株式会社）のウェブサイト

<https://www.mizuho-reit.co.jp/post-773/>

さらに電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイト（東証ウェブサイト）にも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時：2023年5月26日（金曜日）午前10時00分
（受付開始時刻：午前9時30分）
2. 場 所：東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 三井物産ビル4階
大手町三井カンファレンス 「Room7・8」
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎本投資主総会においては、新型コロナウイルスの国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳細は、後記「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるみずほリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人のウェブサイト (<https://one-reit.com/>) に決算説明動画及び決算説明資料等を掲載しております。
- ◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項について記載すべき事項を修正する必要がある場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を前記の本投資法人のウェブサイト、本投資法人の資産運用会社のウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎今後の状況により本投資主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。変更がある場合には本投資法人のウェブサイト (<https://one-reit.com/>) に掲載いたしますので、あわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

国内における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、従前よりも規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト (<https://one-reit.com/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいませようようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。なお、本投資主総会の議決権は書面によって行使することも可能でございます。投資主の皆様におかれましては、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書用紙により議決権を行使することもご検討ください。
- 特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方その他健康状態にご不安を感じられる方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- 突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合もございます。本投資主総会の延期に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト (<https://one-reit.com/>) に掲載する場合がございますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

<来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、例年よりも少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- 本投資法人の役員及び運営スタッフは、原則としてマスクを着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、会場受付に設置しております消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 発熱があると認められる投資主様や、咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご退席いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付が混雑する場合がありますので、会場へお越しいただく際は、お時間に余裕をもってご来場くださいますようお願い申し上げます。
- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 提案の理由

①本店所在地の変更

本投資法人の本店を2023年6月1日付で東京都中央区から東京都千代田区に移転するために、必要となる変更を行うものです（規約変更案第3条及び附則第42条）。

②電子提供措置

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、本投資法人の規約には投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされるところ、明確化のため本投資法人の規約においてその旨を規定するとともに、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）で定める範囲に限定できるようにするため、規定を追加するものです（規約変更案第9条第4項及び第5項）。

③資産評価の方法

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。）の適用に伴い、本投資法人の資産評価の方法に関して、必要となる変更を行うものです（規約変更案第33条第1項第(6)号及び第(10)号並びに同条第2項第(3)号関連）。

現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) 有価証券（第29条第1項第(3)号、第2項第(4)号及び第(7)号に定めるもの。） <u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、付すべき市場価格及び合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</u></p> <p>(7)～(9)（記載省略）</p>	<p>(6) 有価証券（第29条第1項第(3)号、第2項第(4)号及び第(7)号に定めるもの。） <u>満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価し、 其他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価する。</u></p> <p>(7)～(9)（現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(10) デリバティブ取引に係る権利（第29条第2項第(9)号に定めるもの。）</p> <p>① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。</u>なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>② <u>金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。</u>なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>③ 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、第(10)号①及び②にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p>	<p>(10) デリバティブ取引に係る権利（第29条第2項第(9)号に定めるもの。）</p> <p>① <u>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>② 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、第(10)号①にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(11) (記載省略)</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1)～(2) (記載省略)</p> <p>(3) デリバティブ取引に係る権利 (第1項第(10)号③に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合) 第1項第(10)号①又は②に定める価額</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(11) (現行のとおり)</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1)～(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) デリバティブ取引に係る権利 (第1項第(10)号②に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合) 第1項第(10)号①に定める価額</p> <p style="text-align: center;"><u>第9章 附 則</u></p> <p><u>第42条 (第3条の変更に係る附則)</u></p> <p><u>第3条 (本店の所在地)に係る規約変更は、2023年6月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は当該効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員鍋山洋章は、2023年5月31日をもって任期満了となりますので、2023年6月1日付で執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、就任する2023年6月1日より2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2023年4月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当
なべ やま ひろ ふみ 鍋 山 洋 章 (1967年11月14日)	1991年4月 株式会社第一勧業銀行（現：株式会社みずほ銀行） 入社
	2007年1月 株式会社みずほ銀行 コーポレートファイナンス部 参事役 就任
	2010年4月 株式会社みずほ銀行 コーポレートファイナンス部 次長 就任
	2011年10月 株式会社みずほコーポレート銀行（現：株式会社み ずほ銀行） 不動産ファイナンス営業部 次長 就 任
	2017年4月 株式会社みずほ銀行 不動産ファイナンス営業部 副部長 就任
	2021年4月 みずほ信託銀行株式会社 人事部（現：人材戦略推 進部）付参事役 就任（現任） みずほリアルティOne株式会社 出向 執行役員 就任（現任） みずほリートマネジメント株式会社 再出向 取締 役 就任
	2021年6月 本投資法人 執行役員 就任（現任） みずほリートマネジメント株式会社 代表取締役 就任（現任）

- 上記執行役員候補者は、本書日付現在において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるみずほリートマネジメント株式会社の代表取締役であり、同社の発行済株式の全てを保有するみずほリアルティOne株式会社の執行役員です。このほかには、上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2023年6月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第17条第3項の定めに従い第2号議案で選任される執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任の取り消しを行う場合があります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2023年4月14日開催の役員会において、監督役員的全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
かとうひでとし 加藤英俊 (1969年8月11日)	1994年4月 生駒商事株式会社（現：シービーアールイー株式会社） 入社
	2004年10月 （旧）株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ 入社
	2007年9月 シンプレクス不動産投資顧問株式会社 出向
	2008年3月 シンプレクス不動産投資顧問株式会社 第二運用部長 就任
	2012年3月 シンプレクス不動産投資顧問株式会社 アセットマネジメント部長 就任
	2015年11月 株式会社シンプレクス・リート・パートナーズ 転籍
	シンプレクス不動産投資顧問株式会社 出向 アセットマネジメント部長 就任
	2016年2月 株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ 転籍
	シンプレクス不動産投資顧問株式会社 出向 アセットマネジメント部長 就任
2021年4月 みずほリアルティOne株式会社 執行役員 就任（現任）	
みずほリートマネジメント株式会社 出向 取締役投資運用第一部長 兼 投資情報開発部長 就任（現任）	

- 上記補欠執行役員候補者は、投資口累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を1口（1口未満切捨て）保有しております。なお、保有する本投資法人の投資口数は2023年2月末日現在の状況を記載しております。
- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるみずほリートマネジメント株式会社の取締役投資運用第一部長兼投資情報開発部長であり、同社の発行済株式の全てを保有するみずほリアルティOne株式会社の執行役員です。このほかには、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- 本投資法人のスポンサーは2015年11月30日付でみずほ信託銀行株式会社に変更されており、同日以前の資産運用会社の親会社は株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズですが、当該スポンサー変更後に資産運用会社の親会社となった株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ（2018年1月1日付でみずほリアルティOne株式会社に商号変更）とは別の法人です。本書においては、スポンサー変更前の資産運用会社の親会社を「(旧)株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ」と表記しています。
- 上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の補欠執行役員です。
- 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員滝澤元及び大森齊貴の両名は、2023年5月31日をもって任期満了となりますので、2023年6月1日付で監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における監督役員の任期は、就任する2023年6月1日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位
1	おおもりよしき 大森齊貴 (1965年1月3日)	1994年4月 アクタス監査法人(現：太陽有限責任監査法人) 入所 1998年7月 公認会計士登録 2000年2月 大森公認会計士事務所開業(現任) 2005年5月 税理士法人レクス会計事務所 代表社員(現任) 2016年4月 事業再生研究機構 税務問題委員 就任(現任) 2017年11月 レクス監査法人 代表社員(現任) 2019年4月 一般社団法人事業再生実務家協会 常議員・執行委員 就任(現任) 2019年6月 本投資法人 監督役員 就任(現任) 2022年5月 事業再生研究機構 理事 就任(現任) 2023年3月 一般社団法人ヒップホップインターナショナルジャパン 監事 就任(現任)
2	ふるかわかずのり 古川和典 (1965年4月9日)	1989年4月 三菱信託銀行株式会社(現：三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社 2004年12月 弁護士登録(東京弁護士会) シティユーワ法律事務所 入所 2016年1月 シティユーワ法律事務所 パートナー 就任(現任) 2023年2月 アステナホールディングス株式会社 監査役 就任(現任)

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

- 上記監督役員候補者のうち大森齊貴は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- 上記監督役員候補者のうち古川和典は、現在、本投資法人の補欠監督役員です。
- 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者のうち大森齊貴は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2023年6月1日付で補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第17条第3項の定めに従い第4号議案で選任される監督役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任の取り消しを行う場合があります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
もり た たけ とも 森 田 豪 丈 (1979年9月12日)	2007年9月 弁護士登録（第一東京弁護士会） シティユーワ法律事務所 入所 2021年1月 シティユーワ法律事務所 パートナー 就任（現任）

- 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- 上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち本投資法人規約第14条第2項に定める議案があるときは、当該議案には、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく本投資法人規約第14条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案がある時は、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第14条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

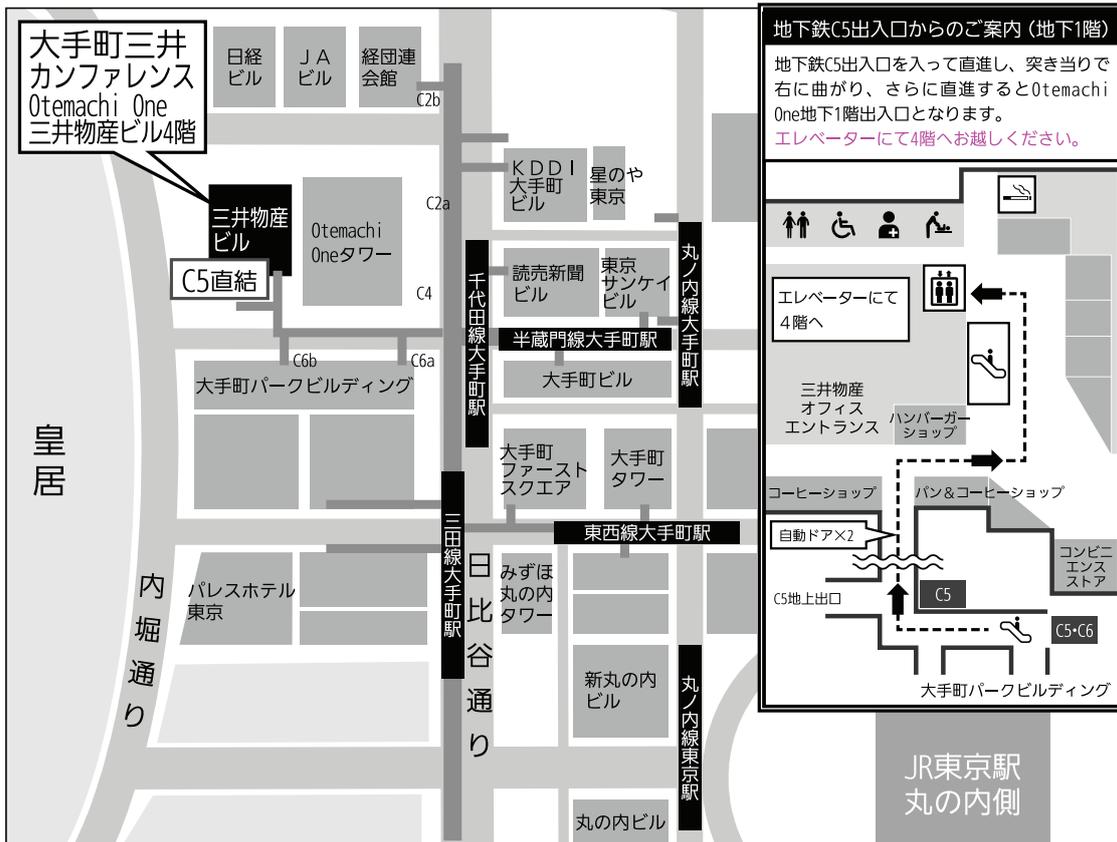
なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人規約第14条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第6回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One 三井物産ビル4階
大手町三井カンファレンス「Room 7・8」

電話 03-5220-6906 (代表)



- 交通 「大手町駅」C5出入口直結
(東京メトロ丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営三田線)

なお、駐車場の用意をしておりますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際はご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。